# 個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤崎台童園(以下「法人」という。)が保有する個人情報について、法人の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

### (適用範囲)

- 第2条 この規程は、法人のすべての従業者に対して適用する。
  - 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

### (取得の原則)

- 第3条 個人情報の取得は、利用目的を特定して、これを本人に示すとともに、 その目的達成に必要な限度においてのみ行うものとする。
  - 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### (取得の手続)

第4条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ個人情報 保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出て、その承認を得るものとする。

### (個人情報利用の原則)

第5条 個人情報の利用は、原則として利用目的の範囲内で行い、権限ある者が業務の遂行上必要な限度において利用できる。

### (個人情報の第三者提供)

- 第6条 個人情報は、法令に定める場合などを除き、本人の同意を得ることなく、 第三者に提供してはならない。
  - 2 個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

# (個人情報の管理の原則)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の 状態で管理するものとする。 (個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

- 第8条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、法令に定めがある場合を除き、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
  - 2 前項に基づく開示の結果、事実と異なる情報があり、これについて本人から訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った旨、遅滞なく本人に通知するものとする。

### (個人情報の消去・廃棄)

第9条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部 流出などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必 要な限度でなし得るものとする。

# (組織・体制)

- 第10条 個人情報の適正な管理を実現するため、法人内に個人情報保護の責任者 として個人情報保護管理者を置き、当該施設の園長をもってあてる。
  - 2 個人情報保護管理者の下に、個人情報保護に関する相談や情報セキュリティー対策等に従事する個人情報取扱担当者を置き、当該施設の副園長並びに 書記をもってあてる。
  - 3 当該施設の事務所内に個人情報に関する相談窓口を設置する。

#### (教育・研修)

第11条 個人情報保護管理者は、個人情報保護に関する教育・研修プログラムを 策定し、法人の従業者に対して継続的かつ定期的に教育・研修を行うものとす る。

### (委任)

第12条 その他、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

# 附則

この規程は、平成22年9月18日から施行する。